# 特定非営利活動法人友と仲間定款 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人友と仲間という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都町田市に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象として障害者、高齢者、ひとり親家庭の親子など、生きづらさを抱える様々な人々の救済を基本とし、社会貢献及び福祉に関する啓発活動、地域活性に向けた事業など幅広い活動を通して社会で生きる多くの人々が心身の健康と自己決定、自己選択を尊重され、豊かな社会生活をおくれる環境づくりを目指し、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。
  - (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
  - (2) まちづくりの推進を図る活動
  - (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
  - (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

#### (事業の種類)

- 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。
  - (1) 社会の中で生きづらさを抱える人々を支えるための福祉的活動
  - (2)地域交流・福祉に関する啓発活動
  - (3) 福祉の普及・推進・啓発に関する事業
  - (4) その他、目的達成に必要な一切の事業

## 第2章 会 員

(種 別)

- 第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。
  - (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、参画することを目的に入会した個人
  - (2) 準会員 この法人の目的に賛同し、参加するために入会した個人
  - (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人

(入 会)

- 第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。
  - 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、 理事長に申し込むものとする。

- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認め なければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
  - (1) 退会届の提出をしたとき。
  - (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したと き。
  - (3) 除名されたとき。

#### (退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除 名)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。
  - (1) この定款に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
  - 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明 の機会を与えなければならない。

# 第3章役員

#### (種別及び定数)

- 第12条 この法人に、次の役員を置く。
  - (1) 理事 3人以上10人以内
  - (2) 監事 1人以上2人以内
  - 2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。

#### (選任等)

#### 第13条

- 1 理事は、理事会において選任する。
- 2 監事は、総会において選任する。
- 3 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の 親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親 族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

#### (職 務)

#### 第14条

- 1 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為 又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、 これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

#### (任期等)

- 第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
  - 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現 任者の任期の残存期間とする。
  - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務 を行わなければならない。

#### (欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解 任)

- 第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。
  - (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
  - 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

#### (報酬等)

- 第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
  - 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

# 第4章 会 議

#### (種 別)

- 第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。
  - 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

#### (総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

- 第21条 総会は、以下の事項について護決する。
  - (1) 定款の変更
  - (2) 解散及び合併
  - (3) 会員の除名
  - (4) 入会金及び会費の額
  - (5) 監事の選任及び解任

(総会の開催)

- 第22条 通常総会は、毎年1回開催する。
  - 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
    - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
    - (2) 正会員総数の過半数から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
    - (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

- 第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。
  - 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その 日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
  - 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の過半数以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

- 第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した 事項とする。
  - 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の3分の2以上の賛成をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正 会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を 可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

- 第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。
  - 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された 事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人 として表決を委任することができる。
  - 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用について は、総会に出席したものとみなす。
  - 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加

わることができない。

#### (総会の護事録)

- 第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
  - 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印 又は署名しなければならない。
  - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
    - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
    - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
    - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
    - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

#### (理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

#### (理事会の権能)

- 第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。
  - (1) 事業計画及び予算並びにその変更
  - (2) 事業報告及び決算
  - (3) 理事の選任及び解任
  - (4) 役員の職務及び報酬
  - (5) 資産の管理の方法
  - (6) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条 において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
  - (7) 解散における残余財産の帰属
  - (8) 事務局の組織及び運営
  - (9) その他運営に関する重要事項
  - (10) 総会に付議すべき事項
  - (11) 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (12) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

#### (理事会の開催)

- 第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事総数の過半数以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招 集の請求があったとき。

#### (理事会の招集)

- 第32条 理事会は、理事長が招集する。
  - 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内 に理事会を招集しなければならない。
  - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

#### (理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

#### (理事会の議決)

- 第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知し た事項とする。
  - 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の 決するところによる。

#### (理事会での表決権等)

- 第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。
  - 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された 事項について書面をもって表決することができる。
  - 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理 事会に出席したものとみなす。
  - 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加 わることができない。

#### (理事会の議事録)

- 第36条 理事会の護事については、次の事項を記載した護事録を作成しなければならない。
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
  - 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押 印又は署名しなければならない。

# 第5章 資 産

#### (資産の構成)

- 第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
  - (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
  - (2) 入会金及び会費
  - (3) 審附金品
  - (4) 財産から生じる収益
  - (5) 事業に伴う収益
  - (6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理 事長が別に定める。

#### 第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、 総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

- 第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないとき は、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準 じ収益費用を講じることができる。
  - 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予 算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

- 第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
  - 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担を し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

#### 第7章 定款の変更、解散及び合併

#### (定款の変更)

- 第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2 以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項について は、所轄庁の認証を得なければならない。
  - 2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない 事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

#### (解 散)

- 第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
  - (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
  - 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。
  - 3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### (残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

#### (合 併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

### 第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して 行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の広告についてはこの 法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する。

## 第9章 事務局

#### (事務局の設置)

- 第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。
  - 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

#### (職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

#### (組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第10章 雑 則

#### (細 則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

#### 附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長

座田韩

酮理事長

中村 小百合

訓理事長

小原 歩美

理事

佐々木 三奈子

理事

平梯 晴恵

監 事

吉沢 一行

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和8年11月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立 の日から令和8年8月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総 会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。
  - (1)入会金 正会員1,000円 準会員1,000円 賛助会員1,000円
  - (2)年会費 正会員10,000円 準会員5,000円 費助会員3,000円

# 役員名簿 (委員名簿及び委員のうち報源を受ける者の名等)

特定非営利活動法人 友と仲間

- 1 確認事項(法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。)
  - 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。 (法第20条関係)
  - ✔ 各役員について、親族の規定に違反していません。(法第21条関係)

#### 2 役員一覧

	役名	(フリガナ) 氏 名	鋼の有無	役職名等
1	理事	ヒロタ タクミ 度田 卓末	有	理事長
2	理事	ナカムラ サユリ 中村 小百合	有	副理事長
3	理事	オバラ アユミ	無	副理事長
4	理事	ササキ ミナコ 佐々木 三奈子	無	
5	理事	ヒラヤナギ ハルエ 平栁 晴恵	無	
6	監事	ョシザワ カズユキ 吉沢 一行	無	
7				
8				
9				
10				

# 令和7年度 事業計画書

#### 特定非営利活動法人友と仲間

#### 1 事業実施の方針

令和 7 年度は地域交流・福祉に関する啓発活動に最も力を入れ、定期的に町田市内の市民センター 等でのボッチャ競技活動の実施と地域でのボッチャ体験および大会等の実施を行い、町田市内のス ポーツ振興に努める。また残りの事業に関してもスモールステップで積極的に活動していく。

#### 2 事業の実施に関する事項

(1)特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 12.5 】万円 )

(1)特定非呂利伯朝に体る事業			(学术员	の窓質用			
定款に記載 された 事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	受益 対象者 範囲	受益 対象者 人数	事業費 (千円)
地域交流・福祉に関する啓発活動	月1回のボッチャ競技の 活動場所の提供や年1回 のボッチャ競技を通して の交流会および大会の実 施。スポーツを通した交 流の場や居場所の提供。	毎月第三日曜日	町市タび動設田民一競可能	10名	地域住民	100 人	110,000
社会の中で生き づらさを抱える 人々を支えるた めの福祉的活動	ピアサポート及び相談事業。福祉団体、福祉従事者への情報提供や情報交換。生きづらさを抱える人々の居場所づくりとしての座談会、相談会の実施。	令 7 年 9 和 月 第 日 9 和 月 第 日 日 日 日	町田市内	10名	地域住民	50 人	5,000
福祉の普及・推進・啓発に関する事業	制度学習会の実施、実務 者研修の受講。福祉従事 者及び福祉に関心のある 人々との学習会の開催。	令月7年 9月8年 7年 9月8年 9月 9月 9月 9月 9月 9月 9月 9月 9月 9月 9月 9月 9月	町田市内	10名	地域住民	30 人	10,000

#### (2) その他の事業

(事業費の総費用 】 千円)

定款に記載 された 事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	事業費 (千円)

# 令和8年度 事業計画書

#### 特定非営利活動法人友と仲間

#### 1 事業実施の方針

令和8年度も地域交流・福祉に関する啓発活動に最も力を入れ、定期的に町田市内の市民センター 等でのボッチャ競技活動の実施と地域でのボッチャ体験および大会等の実施を行い、町田市内のス ポーツ振興に努める。また残りの事業に関してもスモールステップで積極的に活動していく。

#### 2 事業の実施に関する事項

(1)特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 12.5 】万円 )

(1)付足外呂が旧動に示る事業			(デボス			1 /213 /	
定款に記載 された 事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	受益 対象者 範囲	受益 対象者 人数	事業費 (千円)
地域交流・福祉に関する啓発活動	月1回のボッチャ競技の 活動場所の提供や年1回 のボッチャ競技を通して の交流会および大会の実 施。スポーツを通した交 流の場や居場所の提供。	毎月第三日曜日	町市内ンよ活施の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の	10名	地域住民	100 人	110,000
社会の中で生きづらさを抱える人々を支えるための福祉的活動	ピアサポート及び相談事者 業。福祉団体、福祉従事者 への情報提供や情報交 換。生きづらさを抱える 人々の座談会、相談会の 実施。	B	町田市内	10名	地域住民	50 人	5,000
福祉の普及・推進・啓発に関する事業	制度学習会の実施、実務 者研修の受講。福祉従事 者及び福祉に関心のある 人々との学習会の開催。	令和8年 9月8年 9月9年 9月9年 9月9年 9月9年 9月9日 1月9日 1日	町田市内	10名	地域住民	30 人	10,000

#### (2) その他の事業

(事業費の総費用【 】千円)

定款に記載 された 事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	事業費 (千円)
					·

# **令和7年度 活動予算書**(その他事業が<u>ない</u>場合) 特定非常利活動法人など仲間 (単位・円)

			(単位:円) 小計・会計
AI		<del></del>	<u> </u>
	<b>学教会</b> 費		185, 0
1	正会員受取会費	110,000	
l	<b>排会員受取会費</b>	55,000	
2		20,000	50, 0
1	寄付金	50,000	
1	70 ( V -max		
ببا			
3	受取助准金等		
1			
4	事業收益		
ì			
6	その他の収益		
	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
			235.0
8	<del> </del>		299, 4
<del>H</del>	***		
[ [	(1)人件費		
1 1	給料手当	0	
1 1	後員報酬 海際終分表 田	0	
1	退職給付費用 福利厚生費	0	
1 1	18079年上兵		
h	(2) その後継長		155, 0
H	会場使用料	20,000	
H	消耗品費 (Backet)	10, 000 10, 000	
1 [	保険料 印刷 - 通信費	5,000	
	神殿 - 2011 天 雑費 (官報掲載費等も含む)	35, 000	
1 1	謝金	10, 000	
	用具購入(ボッチャボール等、投球補助具)	65,000	197 1
Ě			155.
2	(1) 人件表	·	
1	1 · / calling		
1 1			
			}
1 1	,		
1 1	(2) その他種費		
1 1			
1 1		+	
ليوا			
4	<b>要用計</b>		155.0
. 10	経 常 増 減 額 【A】-【B】・・(1)		80.0
ÇĮ.	<b>基常外收益</b>		
1	固定資産売却益		
1	過年度損益修正益		
*	外权益计		T
QÍ.	<b>基 常 外 更</b> 用		
$\Box$	固定資産売却損		
1	災害損失		
4	過年度損益修正損	<del></del>	<del>                                     </del>
		<del></del>	
- 5		7	<b>50.</b> 70,
<b>, , , ,</b>	法人税、住民税及び事業税 ・・・④	1 1 1 1 1 1 1	70,
	前期繰越正味財産額 ・・・⑤		

# 令和8年度 活動予算書 (その他事業が<u>ない</u>場合)

グ\*<u>/よく</u>700 ロノ 特定非常科活動法人友と仲間 (単位:円)

			(単位:円)
-		<u> </u>	小計・会計
A)		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	185, 0
	x需复 正会員受取会費	110,000	
;	E 云 貝 文 以 云 贡 第 会 黄 受 取 会 費	65,000	
1	世长兵文以云京 閏助会費	20,000	
2 43	<b>等</b> 解金	20,000	50, 0
	<b>新付金</b>	50,000	
1 '	M 1 1 MC	50,000	
1			
3 41	1. 助成会等		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~		
1			
1		1	
4 4 4	<b>校</b>		
ŀ			
į			
i			
	)他の収益		
5	受取利息		
第 収 日】 第	<u> </u>	<del></del>	235, 0
ᅷᆤ	<u> </u>	<del></del>	<del> </del>
		<del></del>	<del></del>
	)人件費 哈料羊出	0	1
	給料手当 役員報酬	0	
	使興報酬 退職給付費用	0	
	四棟和りまか 福利軍生費	Ö	
11'	強作とき、より	ľ	
79	〉その他経費		155, 0
	・ていませた 会場使用料	20,000	
	<b>労・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</b>	10,000	
	保険料	10,000	
	本はで 印刷・通信費	5,000	
	作者 (官報掲載費等も含む)	35, 000	
	<b>財金</b>	10,000	
1 1 1	用具購入 (ボッチャボール等、投球補助具)	65, 000	
* <b>2 2</b> 1		T	155, 0
2			
रिन	)人件費		
1 1			
1 1			
			1
1 1			
1 1			
]   (2	)その他経費		·
1 1			
			1
1			
1 1			1
1 1			i
1			·
1	M H		155. (
<del>및 조</del>	# # X # (A) - (B) ···①		80, (
cî B	景 外 稅 基		
	固定資產売却益		
	過年度損益修正益		1
1 ′		.L	<u> </u>
景外	収益計	<u> </u>	L
DÎ 🗱	<b>常 升 贵 州</b>		
	固定資產売却損		T
	災害損失		
	况日境人 過年度損益修正損		
* 4	事 鬼 計		<u> </u>
期経			
<del>- () - 21</del>	<b> </b>		80.
51	法人税、住民税及び事業税・・・④		<b>80,</b> (70,
51 1			
51 1	前期繰越正味財産額・・・⑤		

# 特定非営利活動法人友と仲間 設立趣旨書

近年、障害のある人々の自立生活や地域での共生社会の実現に向けた取り組みが全国で進んでいますが、依然として地域における支援体制や居場所づくりには多くの課題が残されています。特に重度の障害をもつ 方々やその家族は、将来の生活への不安を抱えながら日々の生活を送っているのが現状です。

私たちは、これまで町田市を中心に、障害のある子どもとその家族が参加する自主的なボッチャ活動や交流会を定期的に開催し、「仲間と出会える場所」「社会とつながる体験」の機会をつくってきました。こうした取り組みを通じて、障害のある当事者の社会参加意欲や、ご家族の安心感が生まれることを実感しています。

今後は、こうした活動の基盤をさらに強化し、より多くの仲間に開かれた支援のしくみを整えることを目 指して、特定非営利活動法人「友と仲間」を設立いたします。

まずは現在行っているボッチャ交流会などの活動を継続・発展させつつ、誰もが参加しやすい地域拠点づくりや、障害のある人と地域の人々が協働できる環境づくりに向けた土台を整えていきます。

また将来的には、地域での暮らしを支える新たな支**援体制**(生活支援、居住支援、重度訪問介護など)に ついても検討・準備を進めていきたいと考えています。

この法人の設立を通じて、障害のある仲間が地域で安心して暮らせる社会の実現に貢献するとともに、誰 もが支え合いながら生きていける社会のモデルとなることを目指します。

#### 申請に至るまでの経過

平成 28年 4月 特別支援学校出身者とその保護者を中心とする任意活動団体の設立

平成 28年 ~ 現在 障害者スポーツ「ボッチャ」を通した障害者の社会参加を推進する活動。

令和 7年 3月 特定非営利活動法人友と仲間の設立を有志で確認

令和 7年 8月 特定非営利活動法人友と仲間の設立総会開催

令和7年 8月 24日

設立代表者

路廣明末